

平成26年 第2回

# 渡島西部広域事務組合議会

## 定例会 会議録

平成26年9月1日 開会

平成26年9月1日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

平成26年9月1日（月曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	1 頁
○出 席 説 明 員 .....	2 頁
○職務のため議場に参加した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○議事日程・諸般の報告 .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	3 頁
○日程第2 会期の決定 .....	3 頁
○日程第3 管理者の行政報告 .....	3 頁
○日程第4 一般質問 9番 伊藤政博議員 知内町尾刺地区林野火災について.....	4 頁
○日程第5 報告第1号 平成25年度渡島西部広域事務組合継続費精算報告について.....	4 頁
○日程第6 認定第1号 平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につ いて .....	12 頁
○日程第7 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について.....	17 頁
○日程第8 議案第2号 積立金の処分について.....	18 頁
○日程第9 議案第3号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）…	19 頁
○日程第10 閉会中の継続調査の申し出について .....	23 頁
○日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について .....	24 頁
○閉 会 の 議 決 .....	24 頁
○閉 会 宣 告 .....	24 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	9月1日	原案可決
2	積立金の処分について	9月1日	原案可決
3	平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	9月1日	原案可決
認定 1	平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	9月1日	原案認定
報告 1	平成25年度渡島西部広域事務組合継続費精算報告について	9月1日	報告済
	閉会中の継続調査の申し出について	9月1日	承認
	閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	9月1日	承認

## 平成26年 第2回

# 渡島西部広域事務組合議会定例会

平成26年9月1日（月曜日）第1号

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 管理者の行政報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 報告第1号 平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計継続費精算報告について
- 日程第6 認定第1号 平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第8 議案第2号 積立金の処分について
- 日程第9 議案第3号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 管理者の行政報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 報告第1号 平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計継続費精算報告について
- 日程第6 認定第1号 平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第8 議案第2号 積立金の処分について
- 日程第9 議案第3号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

### ◎出席議員（11名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	岩館 俊幸（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	西川 敏郎（松前町）
	3番	佐藤 悟（木古内町）		4番	新井田 昭男（木古内町）
	5番	吉田 峰一（知内町）		6番	木村 隆（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		9番	伊藤 政博（知内町）
	10番	斎藤 勝（松前町）			

### ◎欠席議員（1名）

8番 西村 健一（松前町）

---

◎出席説明員

管 理 者	佐 藤 卓 也	副 管 理 者	竹 下 泰 弘
参 与	石 山 英 雄	参 与	大 野 幸 孝
参 与	大 森 伊 佐 緒	幹 事	若 佐 智 弘
幹 事	網 野 眞	幹 事	大 野 泰
監 査 委 員	花 田 修 一	会 計 管 理 者	小 鹿 一 彦
事 務 局 長	坂 口 稔	消 防 長	高 田 豊
衛 生 セ ン タ ー 長	田 中 一 郎	松 前 消 防 署 長	住 吉 政 美
福 島 消 防 署 長	中 島 昌 彦	知 内 消 防 署 長	浅 部 正
木 古 内 消 防 署 長	佐 藤 寿 之	消 防 本 部 次 長	祐 川 正

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

次 長	西 田 啓 晃	書 記	梅 岡 忍
書 記	鳴 海 千 草		

---

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（溝部幸基） 本日はご苦勞様です。

ただいまの出席議員は11名で議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、平成26年第2回定例会を開会致します。

---

◎議事日程・諸般の報告

---

○議長（溝部幸基） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、諸般の報告も既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりですのでご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長（溝部幸基） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定に基づき、5番吉田 峰一議員、6番木村 隆議員を指名致します。

---

◎会期の決定

---

○議長（溝部幸基） 日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は本日1日と致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

---

◎管理者の行政報告

---

○議長（溝部幸基） 日程第3 管理者より申し出がありますので行政報告を行います。佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） それでは、平成26年第2回定例議会の開催に当たりまして行政報告を申し上げます。

なお、この間の組合関係の諸行事等の報告につきましては、別に印刷の上、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

最初に平成25年度一般会計歳入歳出決算についてご報告申し上げます。

当組合の決算は、歳入32億3,254万5,309円、歳出32億2,199万1,268円であり、差引き1,055万4,041円が平成26年度へ繰越しとなりました。決算の内容につきましては、本定例会で認定に付しておりますので、よろしく願い申し上げます。

衛生関係について、各衛生処理施設の稼働状況につきまして、各施設とも順調に稼働しており、今後とも管理運営に万全を期して参ります。

放流水・ダイオキシン類の測定結果につきましては、別途測定結果の資料を配付しており、いずれも法規制値を下回っております。ごみ処理に係る一般収集ごみについては、昨年に比べ若干の減となっております。

ますが、今後も構成町の広報による更なる減量化に向けた周知啓発の取り組みが必要と考えております。

なお、汚泥肥料の状況につきましては8月15日現在で生産数が712袋に対し、申込件数が182件、2,681袋となっており、配布済数が51件、552袋で順次配布しているところであります。

また、第2回臨時会終了後のし尿処理施設整備に関する調査特別委員会で説明しました旧し尿処理施設に係る汚物等除去・処理業務委託及びアスベスト処理工事につきまして、補正予算を計上しております。

消防関係について、平成26、27年度の消防職員採用試験につきましては、救急救命士・一般消防職8名を募集したところ、救急救命士資格取得者4名、取得見込者2名、大学卒5名、高校卒33名の計44名の応募がありました。8月23日に一次試験を実施しており、この合格者により、9月中旬に二次試験を実施する予定で進めております。

火災の発生状況について、3月から7月までの火災の発生状況及び救急出動状況につきましては、別紙のとおり配付しておりますのでご参照願います。

各種事業の進捗状況について、消防関係では、6月11日に入札執行した知内消防署重内地区防火水槽新設工事は8月29日に完成しております。

また、第3回の臨時会で承認を頂きました消防救急デジタル無線整備工事につきましては8月4日、本契約を締結しております。

次に、お手元に配付しております追加の行政報告でございます。

災害発生状況について、8月22日の全道各地に災害をもたらした低気圧では、渡島地方にも大雨、洪水警報が発表され、各消防署員が警戒出動しており、その中でも松前町白神地区にて沼山昌子宅裏付近の土砂崩れ2箇所、住家一部破損2箇所の被害がありました。さらに、大雨の影響により8月24日松前町町道白神山上線の439番地付近の道路で土砂崩れが発生し、一時通行不能となりましたが、松前消防署員等の出動により9時に解除されております。なお、今回の大雨、土砂崩れ等による人的被害はありませんでした。以上が追加の行政報告です。

今般の定例会に提案申し上げます案件は、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更及び積立金の処分、平成26年度一般会計補正予算、平成25年度一般会計決算認定、平成25年度一般会計継続費精算報告の計5件であります。

後程担当者から詳しく説明をさせますので、何卒ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（溝部幸基） 行政報告を終ります。

---

## ◎一 般 質 問

---

○議長（溝部幸基） 日程第4 一般質問を行います。

一般質問は1名の議員より提出されております。9番伊藤政博議員

○9番（伊藤政博） 9番の伊藤です。一般質問をさせていただきます。質問事項は知内町尾刺地区林野火災について。

本年4月26日に発生した知内町尾刺地区の林野火災は、焼失面積26.6ヘクタールに及び現役の消防団員、消防職員も経験したことのないような大規模林野火災であった。

消防職員、団員共に現場では最善の努力をされたと思っておりますが、現時点で総括すると、今後に向けて反省し教訓にすべき点があると思われるので、次の点についてお尋ねします。



1. 今回の火災について、どのような形で検証されたのか。
2. 検証の結果、今後にどのような課題が明らかになったか。
3. 課題解決のために、今後どのようにしていくのか。

また、私は 26 日午後 5 時から 8 時、27 日午前 6 時から 7 時、そして午後 5 時から 7 時まで、わずかな時間ですが現場にいました。その間に感じたことについてもお尋ね致します。

1. 消火活動に必要な資材は、充分であったか。今後必要と思われるものはないか。
2. 26 日に於いて消防団員の出動状況は把握されていたか。
3. 26 日に於いて消防団員の指揮系統は確立されていたか。
4. 行政等関係機関との連携は問題なかったか。
5. 今後の林野火災においては、森林組合や造材業者などの民間の協力が不可欠と思うが、その対策は。
6. 四消防署から多くの職員が現場に出動していたが、各署の業務に人員の不足が生じなかったか。

以上お尋ね致します。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 9 番の伊藤議員のご質問について、お答え申し上げます。

まず、1 の今回の火災についてどのような形で検証をしたのかというご質問でございますけれども、発災地の知内署火災検討会と消防署長会議で検討が必要と思われる事項として、消防車両等の水利部署、各消防署の応援及びヘリコプターの要請状況、指揮系統、現場指揮本部の設置、鎮火・鎮圧の発令、警戒・撤収について検証しております。

次に 2 と 3 の課題と解決策については、今回の火災を教訓に林野火災対応マニュアルを策定しており、併せてお答えを致します。

まず 1 点目として指揮系統でございますが発災当初は地元消防署と消防団が中心となって消火に当たり、署長・団長がその指揮を執ることになりますが、各消防署へ応援要請を行った場合は、全体的な指揮を取ることは困難になるため、消防本部が現地入りした段階で消防長が消防活動部門の最高責任者となり現場指揮本部を立上げ、指揮を継承することとし再確立致しました。

2 点目の鎮火発令であります。鎮火の目安は「再燃の危険性がない状態」であり、4 月 27 日は早朝より延焼の危険性はなく残火処理的作業を実施し、発災地署長により鎮火発令がなされましたが、指揮系統の再確立をいたしましたので、今後は消防長及び発災地消防署長並びに団長と協議をし、最終的には現場最高責任者である消防長が発令することと致しました。

また、発令に際しましては従来の基準に捉われず、異常乾燥等の特異な気象条件も考慮し、慎重な発令に徹したいと思っております。

3 点目として、警戒と撤収についてであります。従来から鎮火後の撤収には慎重を期しておりましたが、再燃火災が発生したという事実は否めず、今回のように特異な気象条件下にあっては細心の注意を以て、当たるべきであったと思われ、今後はより慎重な警戒と撤収を心がけるものであります。

次にお尋ねの 6 項目であります。1 点目の消火資機材の必要な資材については、当初背負い式水嚢を森林管理室から借用しましたが、当組合において 90 基を現有しておりますので特に不足するものではありませんが、防火線設置に使用する鋏、鎌、鉋等の資材については、改めて必要数を整理しながら有事に備えたいと考えております。

2 点目と 3 点目の 26 日の団員の出動状況把握とその指揮系統ですが、26 日に出動した団員は地元団員だけであります。サイレン吹鳴により招集しましたが、活動中も明確な出動人員等は把握されておらず、

当日は団長が不在で副団長が代行指揮を執りましたが、特に指揮系統が確立されておらず、消防署指揮下での活動となりました。今後は消防団員の指揮系統を明確化し、職員との連携体制も確立すべきと考えております。

4点目と5点目の行政関係との連携及び森林組合や造材業者との協力ではありますが、今回は役場を通し必要機材の提供や食糧・飲料水の補給など、連携の取れた部分もありましたが、消防隊としては現地の地形が十分把握されておらず、入山に苦慮する部分もあり、そのためにも山の専門家である森林組合職員による道案内や造材業者による有効的防火線の設置等、重要な情報を共有する意味でも早い段階で現場指揮本部の設置をすべきと考えております。

6点目の各署が人員不足により業務に支障をきたさなかったかとお尋ねですが、日頃も火災発生の非常事態には外出制限、非番・公休者の即時招集体制を確立しておりますので、特に人員不足による支障はありませんでした。

以上質問の答弁とさせていただきますが、今後は消防本部や消防職員・団員が林野火災等を再認識し、広域での連携と新たな技術の習得や質の向上を図ると共に必要な資材の整備に対応して参りたいと考えております。以上です。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 少しお尋ねをしたいと思います。昭和の50年代の前半まではこの地域でも大変林業が盛んでですね、冬山造材を行い、春にはその造材の跡地に植林のため地ごしらえをし、山の火入れをしたり、或いは夏になりますと下草刈りなどを行っておりました。その過程の中でまた山の火入れなどを行いますと、天候の読み違いでですね林野火災が発生すると、或いは夏の草刈りの時にはタバコの火が主ですけども、或いはそういうことで林野火災が発生するという事で、林野火災がある意味では日常的にありました。そういう関係で消防職員、消防団員は勿論ですけども一般の方々も山火事となると現場に駆け付けてですね、消防団員と共に消火活動に従事するという事で、ある程度山火事に対するノウハウというものを皆さんが共通の技術として持っていたわけですね。しかし、林業振興が大変衰退したものですから、山仕事をすることが無くなったものですから、逆に言いますと山に人が入ることが無くなったものですから、林野火災もそれに伴って当然無くなって来て、今回の火災で本当に現役の皆さんが経験したことが無いような規模の山火事が発生した訳です。いま知内町をはじめ四町でそれぞれ林業振興ということで盛んに言われるようになって来ました。また、かつてのように山に人がたくさん入るような、そういう事態が生ずるであろうと想定されますし、そうすると当然のことながら残念なことでありますけども林野火災の発生する確率がですね、今まで以上に多くなるんだろうというふうに危惧するところでもあります。そのことも踏まえまして、今回の火災を一つの教訓としてこれからも林野火災が発生するという前提の中でですね、日頃の備えが重要ではないかと思ひ今回の質問をさせて頂きました。その中で色々な課題を感じたわけでありまして、全体的な態勢についてそれぞれ協議されたということでもありますし、大規模火災になれば、今回の教訓として早めに消防ヘリ、自衛隊等の要請を行いですね、空中からの消火活動が非常に有効であるということも分かりましたので、そのことをまず第一の考え方として進めて行くんであると思います。とは言いながらやはり最初に出火がありますと現場の人間が、地元の消防団、消防署が出て行くわけですが、その中でやはり色々な課題があるんだろうと思います。

まず最初に、消防団員の出動状況及び指揮系統の確立ということでお尋ねしたんですが、今後確率して行くということだけで、具体的にどうするということは謳われておりませんが、その点具体的にどうするのかということをお尋ねしたいと思いますし、この質問の背景には、私現場を見てですね、消防団員が

来ているんですが、分団とは関係なくそれぞれバラバラにですね消防職員のお手伝いをしていると、そして当然現場に駆け付けたのも、皆まとまって来たわけではありません。それぞれめいめいが現場に駆け付けて来ているわけです。誰が駆け付けて来ているのか分かっていませんし、また駆け付けた消防団員もどの程度の規模の火災なのか想定して来ていませんので、自分の仕事を中断して来ているわけですね、そうすると知内の場合農家の皆さんなんかは5時の出荷時期ですとか、5時過ぎの夕方になりますとハウスの管理もありますので、一時的に現場を離れる人がおりました。そしてまた戻って来るような状況であります。ですから本当にその時現場に誰がいるのかというのが分からないんですね、そしてそれも活動も夜間に及びました。万が一夜間の中でですね、何か事故があった場合に誰がいたかということが分からない訳で、そういう事故も確認出来ない状況が多分生じたんであろうかと非常に危惧を致します。そういうことで何とかその辺をきちんと日頃からですね、現場に駆け付けたら、どんな形でそれぞれが現場に出動しているかということを確認する体制を、日頃からそういう訓練が必要でないのかなと思っております。一つの例ですけど、例えばそれぞれ名札を持ってですね、行って現場にそういう消防団員の受付簿といいますか、そこに名札を入れて置けば、そこに現場に来ていると一時的に出る時は自分の名札を持ってまた出ると、そんなことをやりながらでも、そういうシステムがある程度構築出来るのではと私なりに考えているところでありますけども、その辺のような対応を考えているのか、そして先ほども申し上げたとおり分団毎での活動がなされておられませんので、その時に誰が先に来てその辺の分団の指揮系統の確立をして行くかということも今後の課題として伺いたいと思います。

二つ目に今回の火災現場は、知内川のそばでですね、可搬型のポンプそれから消防車2台を經由しながらですね、かなり現場の中まで消火ホースが伸びてまいりました。そういう意味ではある意味非常に水利的には楽な現場だったような私は気がします。必ずしもこれからの大きな山林火災は水が近くにある訳ではありませんので、そういうときに水利をどう確保するのというのは非常に大きな課題だと思います。ジェットシューターなどを使いながらですね消防団員或いは造林業者の皆さんが一生懸命消火活動をしていましたけども、本当に水が近くになればいちいち下まで降りて来なければならぬわけですから、そういう少なくともジェットシューター等の水をですね、どう確保するかと、そのための水槽或いはそこまで運び上げる可搬型の運搬車みたいなのが必要だろうと思いますし、そういうものを日頃から全部消防で用意することは中々不可能でありますので、後の質問にも絡んで来ますけども民間業者とのその辺の提携をですね、どう結んでいくかということも私は一つの課題だろうと思っていますので、今後水利の確保をどのようにするのかということをお二つ目にお尋ねします。

三つ目に必要な資材をお尋ねしたところ、防火線のための作業の分が必要だということでもありますけども、そのほかに広範な現場でありますとやはり、それぞれの消防隊との連絡或いは情報収集のための人達との連携、そういうことで無線機等が充分だったのかということを感じておりますし、それから夜間活動のためにですね、やはり足元を照らすということでヘッドライト等も必要だったのかなと思います。ある分団では火災の最中にわざわざ買いに行って自分の分団の分だけですけども、ヘッドライトを買って来たという分団もありましたので、今後そのようなことも必要でないのかと感じているところであります。

4番目に、今回の答弁にもありましたけども、やはり民間業者との非常に提携が大切だと思いますので、現場が火災が起きるたびにそういうことでお願いするのではなく、日頃からその辺の協定を結んでおくことは出来ないのか、或いは火災が長引いた場合の炊き出し等ですね手配を事前に、やはりそういうこともですね色々な団体と結んでおくことは出来ないのかということもお尋ねをしたいと思います。今回炊き出しについては、団員の二つの家族の方、それから一つの食堂の皆さん或いはそれに原料を提供している

農家の皆さんのご協力を頂いて、かなりその辺は対応できたわけですが、そういうボランティアは勿論ありがたいことではありますけども、日頃からその辺の体制づくりをどうするかということでもあります。それからこれだけの火災でありましたので常時4署の消防署から職員がたくさん出てまいりました。そういうことで日頃の日常の業務に支障が無かったかお尋ねしたところ、無かったということではありますけども、たまたまほかに火災が無かったり、救急の搬送が重ならなかったりということであったんだろうと思いますけども、その中で退職した消防職員、非常にノウハウを持っているわけでもありますし、こういう人方を何とか有効に活用できないものなのかなと、今回の現場にはそれぞれ道々の両側にですね、警察の警戒線が張られてまして一般の方は基本的に立ち入ることは出来ませんでしたので、駆け付けた退職の消防職員もそこで引き返って来たという方もいらっしゃると思いますし、中々なんとか協力したいんだけどということもありましたけども、OBだからとはいえ中々口出しする訳にもいきませんし、そういうことでですね日頃から何とかそういう方々を組織立てしてですね、活用する方法を見出せないか、一つの方法ではやっぱり災害になった時にどうするんだということもありますので、消防団員という形ですね受け入れて、その人方を消防団員の中で別な扱いでですね、分団とは属さない形で何かそういう形で活用する方法があれば、こういう大規模火災等に活躍出来る場があるのではないかと考えておりますので、その点についてもお尋ねします。

それから、6番目に日頃の消防団員の訓練の内容であります。渡島大会、全道に向けて可搬型ポンプ車の操作等の訓練、或いは小隊訓練をされていることはよく存じておりますけども、こういう日頃の火災に対する実践的な訓練というものは、どのような形でなされているのか。以上6点について改めてお尋ね致します。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者

○管理者（佐藤卓也） 私の方から答弁させて頂きまして、専門的な部分は後程消防長の方から答弁させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げたいなというふうに思っております。

まずは、3番の方から夜間の活動のための資材、例えばヘッドライトとかどうなるのかということですが、現在は全職員に貸与してございまして、各団員の方には貸与はしていないという状況でございます。林野火災というのは原則日没までということが、そういった活動を予定しているものでございますから、今後は全団員への貸与も検討したいなと、そういうふうに思っております。それと次に4番目でございますが、林業関係者との協力関係ですが、森林組合への協力依頼は各町において、予消防対策協議会そちらの方でも連携していると思われま。福島町の方でもそういった形で毎年1回はやっておりますけども、後方支援本部を通して現地へ参集してもらうことが適当であろうかとそういうふうに思っております。また、炊き出しの方につきましてでございますけども、一般的な食料、また飲料水そちらの方の供給等を考えますけれども、消防関係者においては調達の方は困難であろうかなとそういうふうに思います。それで後方支援本部に供給依頼するものがあれば、そちらの方で依頼したいなとそういうふうに考えております。なお、支援をお願いする業者なんですけれども、各構成町において災害時に協力等をお願いしている、または締結している団体が大半だろうと、そういうふうに思っておりますので消防本部としては、改めて協力を締結するという予定はございませんので、ご了承を願いたいなというふうに思っております。次に5番目のご質問、OBの方、退職消防職員の活用についてというご質問でございますけれども、退職者に消防ホースの延長を手伝ってもらうということよりはありますけども、それはあくまでも強制ではなくて、任意であるということでご了承を願いたいなと思っております。万が一ですね負傷、怪我をした場合はですね消防、消火活動協力者としては補償されるというふうになっております。OBにつきましては知識が当

然豊富であることから消火活動の従事よりも、どちらかと言えばアドバイザー的なそういった存在であると思いますし、今後消防長或いは消防署長を通しまして、任意という形ではありますけども協力を依頼したいなとそういうふうを考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（溝部幸基） 高田豊消防長

○消防長（高田 豊） それでは私の方から若干専門的なことについて説明をさせていただきます。まず指揮系統の方ですが、当初は現場指揮本部設置前の話ですけれども、どうしても発災地の消防団長、消防署長で活動しなければならないものですから、団長の方或いは署長の方へ報告をされて指示がされることになります。ただ林野火災の場合、消防団単独の活動というのはかなり困難なことが予想されます。そういうことでありますので、当初は署長、団長の協力による指揮ということになると思います。それで報告の関係ですが、これは議員の仰ったように大変名前とかを持って来て提出してもらおうと、こちらの方は有難いので、そちらも検討して行きたいと思います。それで署長、団長の協議により発令後は消防本部が現場へ駆け付けますので、そういった場合は最初から現場におります団長、署長、消防長と協議をし、消防長が最高責任者ということで色々発令をする指揮系統の中心になるということになります。それと通信系統ですが議員の仰るように消防無線が主であります。デジタルの運用後になりますけれども、これもアナログと同等の範囲で運用は可能であります。具体的には指揮本部の方に車両の移動局或いは可搬型無線、そういう物を置きまして、そこで各団員の携帯から色々連絡を貰い運用が可能で、それと補助的な通信機能ですけれども、こちらは前にもいいましたとおり衛星電話或いはトランシーバー、個人の携帯そういったものも有力であります。なお、衛星電話につきましては消防無線が使用出来なくなった場合も考えまして、これから各町と整備を協議を致します。それと消防水利ですね、水利の関係ですが、消防ポンプの放水が可能な場合であれば当然消防ポンプで消火はするんですが、消防ポンプの活動範囲外であれば中継タンク、そういったものを出来るだけ現場の近くに持って行き、そこから背負い式水囊、ジェットシューターそれを運用することになります。その場合は各署にあります水槽車或いは水槽付ポンプ自動車、そこから補給をすることになります。あとこれは水利の便が良い悪いは別ですが空中散布、ヘリコプターによる空中散布はかなり有効であるというふうに、今回思われましたので早い段階で積極的に要請をして行きたいと思っております。それと訓練の関係ですね、その前に中継タンクの搬入等の関係でございますけれども、中継タンクの搬入の重機及び造林業者或いは土建業者にお願いして防火線を設置する場合の重機、そういった物は全般的に必要な資機材の確保ということで、マニュアルを定めましたので、後方支援本部にお願いをし、発災地の町になりますけれどもそちらから手配をして頂くということになります。それと訓練の関係ですが現在は署と団の合同訓練、そういったものの中で一般的な火災の消火訓練を実施しております。ただ林野火災も含めた各種災害の対応訓練、これは本当のところ実施はしておりません。そういうことで今後は消防団の現地教育訓練と言うのが各署持ち回りで1年に1回あるわけですけれども、その中で土嚢積みの水防訓練或いは図上訓練、その外に林野火災に限れば、次年度渡島西部森林室松前の方で、毎年機材の取扱訓練をやっていますが、来年度は4署の職員が出席する予定でおります。そういうものにも団員の人の参加を求め、資機材の取扱の熟知或いは職員との連携を再度確認したい、そのように思っております。以上です。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 最後にお尋ね致します。いまそれぞれ細かいことまでお答え戴きまして有難うございます。今回の火災を教訓にしてですね、今回林野火災の対応マニュアルも出来ておりますし、そういうことで色々な反省点の中からこの次は、もっとより良い対応が出来るのだろうと思いますけども、そこで

ちょっと別な観点からお尋ねしたいんですが、今回林野火災の対応マニュアルが出来ました、その外に災害はこれだけ、林野火災だけではありません。いま消防長がお話になった洪水ですとか、地滑り或いは津波、台風等が色々な災害があるわけですが、それぞれの町で防災計画があつてそれぞれ対応はできてます、ただその中で消防団或いは消防署の役割もできておりますけども、それぞれの消防団、消防署がですねそれぞれの災害の時にどう具体的に動くのかいう、こういう火災対応マニュアルのようなものが整備されているのか、そういうことを想定された訓練が行われているのかということなんですね、いま消防長からお話があったとおりにこれからそういうこともしたいのでやると、特に私は洪水の時の土嚢積みなんかは一度ですねそれぞれ経験しておくことがですね、いざという時に非常に役立つものだろうと思っておりますのでその辺、各災害に対する訓練それからマニュアルの整備というのはどのような状況になっているのか、今後どうして行くのかお尋ねしたいと思います。最後に1点だけ私は前から消防長の役割は何だということをお尋ねしております。やはり今回のような広域の応援の中でやる時はやはり先程からお話があったとおりに、消防長が最高の指揮官でありますので日頃からやはり消防長が最高の指揮官であるということをやはり団員の皆さんにも周知しなければなりません。ですから各町で行われている消防団の総合訓練大会にもですね、前のこの議会でお尋ねした時は来賓で来ているというお話があったんですが、それはもつてのほかでやはり最高司令官として出席してですね、当然その時は消防長から訓練に参加している団員に対して激励の言葉なり訓示があつてしかるべきだと、そういうことがあつてはじめてですねこういう現場でも指揮官として有能な機能を果たせるのではないかと思っておりますので、その辺もう少し広域の組織として、広域的に活動をするために日頃からそういう訓練等にもですね広域的な観点から消防長にも活躍して頂きたいと思っておりますので、この2点についてお尋ね致します。蛇

○議長（溝部幸基） 高田豊消防長。

○消防長（高田 豊） まず、最初の方の訓練、消防団員、消防職員の防災に対する訓練、これは先程お答えしたとおりでございまして、具体的にはこのマニュアルと言うものは消防計画の中でしか整備はされてございません。今後は考えたいと思っておりますけれども、それと防災という形になりますと消防署、消防本部だけの話ではありません、どうしても町の方との絡みがありますので、町の方でやる防災訓練ですか、そちらの方、職員はある程度連携はとれ、連携というより参加はさせてもらっているんですが、団員の方は参加しておりません。その辺も町の方とある程度協議して行きたいと思っております。それと訓練の方ですが、訓練に消防長がどういう気持ちで参加しているということなんですが、具体的には私はというより前の消防長または、前の前の消防長だと思うんですが、消防団の指揮系統はやはり消防団長がするという観念の元、多分来賓でという形の答えだったのかと思っております。ただ今後はそういうこともありますので、私は当然消防長として訓練も参加しておりますので、挨拶なり叱咤激励ということもありますけども、そういうものもしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩いたします。

---

(休憩 14時38分)

(再開 14時41分)

---

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。高田豊消防長。

○消防長（高田 豊） 夜間の団員の活動ですが、先程も申しましたとおりに危険性ということを考え原則は日中の活動になります。これは職員も同じです。ただ気候条件、今回の場合はですね8時近くまでは明

るかったものですから、そういう場合はある程度活動も出来るだろう、或いは町の方から投光器なども用意してもらいましたので、暗くても出来ることは出来ます。ただ原則はやはり危険性を考えて日中の活動ということになります。ケースバイケースであくまでも基本はそういうことでございます。

○議長（溝部幸基） 一般質問を終わります。

---

◎報告第1号 平成25年度渡島西部広域事務組合  
一般会計継続費精算報告について

---

○議長（溝部幸基） 日程第5 報告第1号平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 第2回定例会議案の31頁をお開き頂きたいと思っております。

報告第1号、平成25年度渡島西部広域事務組合継続費精算報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計継続費の精算を別紙のとおり報告する。平成26年9月1日提出、渡島西部広域事務組合管理者。次の32頁をお開き願います。

平成25年度渡島西部広域事務組合継続費精算報告書です。

項1清掃費、事業名が汚泥再生処理センター整備事業、事業年度は平成23年度から25年度までの3カ年事業でございます。

全体計画の年割り額は合計で21億9,729万4,000円、財源内訳として国道支出金5億5,882万1,000円、地方債13億9,550万円、その他1億2,150万1,000円、一般財源1億2,147万2,000円で計画しましたが、その実績では支出済額の合計が21億9,376万9,936円となり、財源内訳として国道支出金5億7,935万8,000円、地方債10億2,210万円、その他1,688万4,108円、一般財源5億7,542万7,828円となったものでございます。

計画と実績の合計での差額は352万4,064円が減となりました。その内訳は国道支出金2,053万7,000円の増、地方債3億7,340万円の減、その他1億461万6,892円の減、一般財源4億5,395万5,828円増となったもので、地方債とその他の基金については国の元金臨時交付金により一般財源に繰り替えたことにより、それぞれ増減となったものです。

以上で報告第1号の説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 内容の説明が終了しましたが、特に確認したい事項等がございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 以上で報告第1号を終わります。

---

◎認定第1号 平成25年度渡島西部広域事務組合  
一般会計歳入歳出決算認定について

---

○議長（溝部幸基） 日程第6 認定第1号平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、地方自治法第233条第5項及び同法第241条第5項の規定による書類も提出されておりますので、これらも含めて審査致します。お諮り致します。

監査委員の審査意見につきましては、説明を省略致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、そのように進めて参ります。これより監査委員の審査意見に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、監査委員の審査意見に対する質疑を終ります。

次に、提案理由並びに決算内容の説明、併せて実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○**事務局長(坂口 稔)** それではお手元の方に定例会議案及び白い表紙の決算書、それと黄色い表紙の決算説明書を配付しておりますので、その3種類をご用意いたします。それでは定例会議案の30頁をお開き願います。

認定第1号 平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成26年9月1日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

これは地方自治法第233条第1項の規定により、決算書類が6月2日付けで出納機関から管理者に提出された事を受けまして、7月1日付けで管理者が同法同条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付したものでございます。

白い表紙の方の別冊の決算書1ページにありますように、監査委員から8月8日付けで管理者に対して審査意見書が提出され、これに基づき同法同条第3項の規定により関係書類を提出し、議会の認定に付するものでございます。

それでは決算の内容についてですが、別冊の決算書と同じくもう一つ黄色の表紙の決算説明書を使い説明しますので、お手元にご用意願います。

まず最初に黄色の表紙の決算説明書の1頁をお開き願います。

平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算説明書、平成25年度における当組合の決算については、議会の認定に付するため、別途提出したところですが、この説明書は地方自治法第233条第5項の規定に基づき、決算書に併せて提出するものです。先ほど管理者の行政報告でも申し上げましたが、歳入決算額32億3,254万5,309円、歳出決算額32億2,199万1,268円、歳入歳出差引額が1,055万4,041円で、これを平成26年度へ繰越するものです。

なお、下の決算の業務別内訳は、決算の内訳を衛生関係と消防関係に区分して記載しております。

詳細は12ページの決算精算表で説明しますので、ご参照願います。次の2頁をお開き願います。

歳入の款別歳入決算額の状況ですが、調定額の合計36億5,748万7,309円に対し収入済額の合計が32億3,254万5,309円で、収入割合は調定額に対して88.4%で、収入未済額の内4億2,494万2,000円が繰越明許費分でございます。

1の分担金及び負担金は3頁でも説明しますが、収入済額が歳入全体の決算構成割合の59.5%を占めており、以下組合債が22.6%、国庫支出金の13.2%が主なものとなっております。次の3頁です。



(1)組合負担金の状況ですが、負担金の合計額が一番下の右側になりますが19億2,323万4,000円です。衛生関係分は中段の小計で9億2,151万円、消防関係分の小計が10億172万4,000円で、これを負担金全体の割合にしますと衛生分で47.9%、消防関係分が52.1%となっております。次に4頁をお開き願います。

(2)組合手数料の状況ですが、横の4列目の収入済額の合計が1億2,351万1,420円です。手数料の収入済額の大部分が、一番上のし尿処理手数料で、収入済額が1億573万7,470円、全体の85.6%を占めております。次の浄化槽汚泥処理手数料は、収入済額で1,078万7,000円で以上が主なものとなっております。

(3)組合債の状況ですが、起債先が北海道財務局から1本で起債額7億2,950万円、利率0.6%、償還期限は3年据置き15年、償還方法は元利均等、充当事業名が汚泥再生処理センター建設工事となっております。次の5頁をお願いします。

歳出の款別歳出決算額の状況ですが、横の3列目の支出済額の合計が32億2,199万1,268円で、対予算現額に対し88.1%の執行率です。

なお、不用額が4億3,475万3,732円で、中段4の消防費で4億2,902万7,810円、その内容は消防救急デジタル無線整備事業費の繰越明許費4億2,494万2,000円や残りの不用額は消防署費の職員手当や旅費や消防団費の費用弁償に係る旅費等が主なものです。

なお、別冊の白い表紙決算書9頁以降の事項別明細に詳細が記載されておりますので参考に願います。次に6頁をお開き願います。

(1)性質別経費の状況ですが、これは前年度対比で増減を示したものです。横の欄は人件費から積立金まで、縦の欄は款別で議会費から諸支出金まで前年度対比となっており、それぞれ金額と比率を示しております。

なお、平成25年度については、建設事業費の割合が56.3%と高くなっており、人件費の割合が26.9%に減少しております。次に7頁をお願いします。

(2)款及び節別支出一覧表ですが、横の欄は款別で議会費から諸支出金まで、縦の欄は1節報酬から28節繰出金まで、それぞれ款別に支出を示したものです。なお、平成25年度については、15節工事請負費が17億453万8,500円で、支出全体の52.9%、また1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の合計額が8億6,870万6,342円で27%が主なものとなっております。次に8頁をお開き願います。

(3)普通建設事業費の状況ですが、これは平成25年度に実施した事業を一覧表にしたもので、件数で17件、事業費の合計が18億4,770万1,042円です。このうち国道支出金の補助金が4億3,334万1,000円で、汚泥再生処理センター建設工事に係る循環型社会形成推進交付金や道の地域づくり総合交付金及び消防関係では防災施設整備補助金や緊急援助隊設備整備費補助金等です。

なお、財源内訳等は記載のとおりですので、ご参照願います。9頁をお願いします。

(4)職員等給与費の状況ですが、これは平成25年度において支払いました組合職員114人分で、右下の合計7億7,999万8,481円を給与費として支出したものです。給料から共済費の内訳及び各所属の内訳は記載のとおりですので、ご参照願います。次の10頁をお開き願います。

その他の参考資料ですが、(1)の組合債未償還元金現在高でございまして、これは平成24年度末の現在高に平成25年度の起債額をプラスし、平成25年度償還額を差し引きますと、平成25年度末では一番下の右から2番目の合計額13億3,079万3,900円が未償還元金です。次の11頁をお願いします。

(2)組合債未償還元利償還表です。これは先程10頁で申し上げました平成25年度末現在高13億3,079万3,900円に現在計算されております償還表上の利子額6,220万2,389円を加えた合計額13億9,299万6,289円を、構成町ごとの衛生関係分と消防関係分に分けて記載しております。

横の欄が衛生関係と消防関係を分け、縦の欄がそれぞれ構成町の元金と利子で 25 年度末の現在高の内訳で、衛生分が 13 億 7,721 万 9,876 円、消防分が 1,577 万 6,413 円の残となっております。次の 12 頁をお開き願います。

(3)平成 25 年度一般会計決算精算表ですが、これは決算で生じた繰越額の精算分で、還付金と基金に積み立てる金額を表で示したものです。

Aが衛生部門、Bが消防部門で、3 段目C欄の歳入歳出差引で 1,055 万 4,041 円の繰越額が生じております。このうち積立金として下から 2 段目(A)欄の一番右側になりますが 558 万 5,122 円これが衛生関係の繰越額で、これを構成町ごとに平成 26 年度に積み立てするものです。

次に、決算還付金ですが消防関係の不用額です。この繰越金は従来から全額構成町に精算還付をするもので、一番下の(B)欄で松前町 125 万 796 円、福島町 180 万 1,864 円、知内町 119 万 614 円、木古内町 72 万 5,645 円、合計で 496 万 8,919 円を還付することになります。これについては、後ほど補正予算の中でも説明をさせていただきます。

続きまして下の表は参考として、構成町の基金の状況を示したもので、平成 24 年度末現在高と平成 25 年度の決算年度の積立額を合わせたもので、3 段目の平成 25 年度末現在高 1 億 3,042 万 2,093 円となっております。その下に平成 26 年度積立予定額として、内訳が前年度繰越金、利子配当金、汚泥処理手数料、地方交付税を合わせますと、計の欄の 2,319 万 6,149 円を平成 26 年度に積立いたしますと、一番下の右側合計 1 億 5,361 万 8,242 円が平成 26 年度末の見込み額となるものです。次の 13 頁をお願いします。

(4)の基金積立内訳は、これは先程と重複しますが、平成 25 年度末の内訳です。なお、平成 24 年度末の現在高Aに平成 25 年度積立金ですが、決算繰越額Bと利子配当額C、浄化槽汚泥処理手数料D、地方交付税Eの合計をプラスし、し尿処理施設費支出分Gを差し引きますと、右側の平成 25 年度末現在高 1 億 3,042 万 2,093 円で、構成町ごとに記載しておりますので、ご参照願います。

なお、②に石油貯蔵施設立地対策等交付金基金として、昨年度条例を制定させて頂きまして道支出金 211 万 8,000 円を木古内町の基金として所有しております。次の 14 頁をお願いします。

(5)の衛生関係の資料で、衛生センターの処理実績の対前年度比の内訳でございます。浄化槽汚泥処理実績は搬入量の合計で 2,345kl、金額の合計は 1,078 万 7,000 円、搬入量の対前年度比では、松前町は 14.5%の増、福島町は 16.3%の増、知内町は 61.1%の減、木古内町は 24.2%の増で全体では 10.6%の増となっております。

次の、し尿収集実績では収集量の合計で 20,106.38kl、収集実績の構成比は対前年度比では、松前町は 4.4%の増、福島町は 1.2%の減、知内町は 0.3%の減、木古内町は 1.8%の減で全体では 1.1%の増となっております。

ごみ処理実績では処理量の合計で 1,305.67 トン、処理量の対前年度比では、松前町は 5.5%の減、福島町は 31%の増、知内町は 23.4%の減、木古内町は 1.4%の増で全体では 2%の減となっておりますが、主に福島町の増は粗大ゴミが平成 26 年度より有料化になることで、25 年度の搬出量が多くなったものと思います。不燃粗大ゴミが前年度より 75 トン増、率で 97%の増と、また知内町は建物火災等の混合ゴミが 77 トン減で、率では 65%の処理量が減となったものです。これについては今回の補正予算でも説明をします。

最終処分場処理実績では埋立て量の合計で 1,022.37 トン、埋立て量の対前年度比では、松前町は 0.5%の増、福島町は 27.6%の増、知内町は 23.5%の減、木古内町は 3.6%の増で全体では 0.6%の増となっております。増減の主な理由は上段のゴミ処理と同様です。次の 15 頁をお願いします。

構成町別負担金の算出基準表です。経費の区分で議会費から消防費までと各構成町の負担率を表にしたものです。なお、※印で負担率の基準計数を示しており、この基準を基に負担金を算出しておりますので参考に願います。次の16頁と17頁をお願いします。

平成25年度の歳入と歳出の決算状況で、歳入は2ページ、歳出は5ページで説明したものの内訳でございますので内容の説明は省略させていただきます。次の18頁をお願いします。

消防関係資料で救急活動状況、火災の発生状況を構成町毎に集計した表です。カッコが前年度の数字となっており、救急活動の合計では、出動件数1,352件、対前年度比で55件の減、搬送人員は1,315人で前年度より57人の減となっておりますが主に福島消防署の件数等が減となっております。次に、火災の件数では15件で1件の増ですが損害額は857万9,000円の減となっております。

以上で決算説明書の説明を終りますが、次に実質収支、財産調書、基金について説明しますので、別冊の白い表紙の決算書の方の30頁をお開き願います。

決算書30頁ですが、実質収支に関する調書ですが、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出するもので、1の歳入総額32億3,254万5,000円。2の歳出総額32億2,199万1,000円。3の歳入歳出差引額1,055万4,000円。一つ飛びまして5の実質収支額も1,055万4,000円でございます。次に31頁です。

平成25年度の財産に関する調書です。この調書も地方自治法第233条第5項の規定に基づき決算書と併せて議会に提出するものです。

まず1の公有財産のうち(1)土地及び建物の総括ですが、土地は、この表の左側1番上の本庁舎から下から2番目の山林までは増減がございませんでしたので、1番下の土地合計では決算年度末現在高12万5,230.78㎡となっております。

次に土地欄の右に記載の建物ですが、木造建物は増減がございませんが、非木造建物ではその他の施設で汚泥再生処理センター分4,120.24㎡が増となり、決算年度末現在高は9,563.41㎡となり、延べ面積も同様の増となっており、消防施設と合わせた決算年度末現在の延べ床面積の合計は1万5,094.85㎡となっております。

なお、次の32頁に(ア)行政財産、それと33頁の(イ)普通財産は、それぞれ総括表の内訳ですので参考に願います。次に34頁をお開き願います。

(2)山林は1番上の所有面積は増減ございませんが、その右側に記載しております立木の推定蓄積量で、前年度末現在高が3,033㎡に実測による増が33㎡、伐採による減が947㎡で、これらを差し引きして決算年度末現在高は2,119㎡となっております。次に35頁です。

2の物品ですが、決算年度中の異動は汚泥再生処理施設設備機械一式が新たに増となり、自動車が3台増で3台減、小型動力ポンプが2台の増で同じく2台の減、空気呼吸器が全部の署で39台の増、消防本部の衛星電話で衛星を新たに打ち上げたことにより更新しておりますので参考に願います。次の36頁をお願いします。

当組合の基金運用状況ですが、平成25年度渡島西部衛生センター施設整備基金運用実績において、決算年度中の増減は現金1,936万1,586円を積立てしまして、決算年度末現在高は1億3,042万2,093円、次の37頁に石油貯蔵施設立地対策等交付金基金が決算年度中に211万8,000円を積立しており、年度末現在高も同額となっております。

次の38頁から41頁は基金の審査意見書と運用実績ですので参照願います。

以上で認定第1号の決算内容の説明を終ります。ご審議の程、宜しく願い申し上げます。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。暫時休憩をいたします。

---

（休憩 15時11分）

（再開 15時28分）

---

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。質疑を行います。

6番木村 隆議員。

○6番（木村 隆） 1点ちょっと気になったことがありますので質問します。決算書の16頁になります。その中の衛生費のですね、し尿処理費の共済費、備考のところに流用ということになってはいますが、外の頁の共済費では特段流用したものはないのに、ここだけ流用していると、どんな理由で流用することになったのか、また負担金の名前、それから補正で対応出来なかったものか、この辺を確認したいと思えます。

○議長（溝部幸基） 坂口 稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 実はこの流用につきましては、臨時職員の社会保険料、健康保険料、雇用保険料これらの部分でございまして、従来ですと臨時職員については3月30日或いは29日で離職して頂いて3月分の負担金というものは発生しないのですが、今年から社会保険事務所の指導が変わりまして、次の年も採用の予定がある職員については12カ月分を支払いなさいということになりまして、この部分について組合で負担する臨時職員1名分の社会保険料、共済費を負担したということでございます。なお、議員仰るように補正対応が出来なかったのかということでございますが、これらを福島町の方に確認をしましたが時間的な余裕がなかったものですから流用で対応させて頂いたということでございます。本来は補正なりでの対応ということでございますが次年度以降は注意してまいりたいと思えますのでよろしくお願い致します。以上です。

○議長（溝部幸基） 6番木村 隆議員。

○6番（木村 隆） その保険事務所なりの指導といいますか連絡というのはいつ頃来たのでしょうか。

○議長（溝部幸基） 坂口 稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 2月末に来てございまして、10日程私どもの方で書類のチェックが遅れた部分があったので、次年度以降はこういうことが無いように注意してまいりたいと思っております。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号について、認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、認定第1号は認定することに決まりました。

---

◎議案第 1 号 北海道市町村職員退職手当組合  
規約の変更について

---

○議長（溝部幸基） 日程第 7 議案第 1 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それではお手元に定例会議案と議案説明資料をご用意願います。まず、定例会議案の 1 頁をお開き願います。

議案第 1 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法、(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。平成 26 年 9 月 1 日提出、渡島西部広域事務組合理管理者。

変更の内容については、別冊の議案説明資料の 1 頁と 2 頁で説明をさせていただきます。

まず議案説明資料の 1 頁です。議案第 1 号関係、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

1. 提案の理由について、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の必要が生ずるため、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定により、議会の議決を得るものであります。

2. 変更の内容については、次の 2 頁をお願いします。

新旧対照表で改正前と改正案で示しておりますが、改正案で新たに根室北部廃棄物処理広域連合が加入するもので、構成町については別海町、中標津町、標津町、羅臼町の 4 町で、平成 14 年 7 月に連合が設立されておりますが、職務については構成町の職員が兼務しておりますが、平成 27 年度より専任の職員を採用することにより新たに組合に加入するものです。前のページにお戻り願います。

3. 施行期日について、この規約は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第 1 号の説明を終ります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基） 質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 1 号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第 1 号は可決いたしました。

---

## ◎議案第2号 積立金の処分について

---

○議長（溝部幸基） 日程第8 積立金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは、定例会議案と議案説明資料で説明をさせていただきます。まず、議案の2頁をお開き願います。

議案第2号、積立金の処分について。

次のとおり、渡島西部衛生センター施設整備基金の積立金を平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計に繰り入れ支消するものとする。平成26年9月1日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

記として、1の支消金額3,060万円以内。

2の支消の目的、旧し尿処理施設汚物等除去、処理業務委託料及び旧し尿処理施設汚物等除去、処理業務監理委託料並びに旧し尿処理施設アスベスト処理工事費の財源に充当するため。

詳しい内容について説明しますので、別冊の議案説明資料3頁をお開き願います。それでは、3頁です。

先ほどの決算認定でも説明しましたが、基金積立金調書の平成25年度末見込額で一番下の合計1億3,042万2,093円の残高で、その隣に今回の事業での支消額を事業毎と構成町毎に記載しており、松前町は1,196万1,000円、福島町が734万1,000円、知内町が485万6,000円、木古内町が644万2,000円の合計で3,060万円を支消するものです。

また、その右側には平成26年度の積み立て予定額を記載しておりますので参考に願います。次の4頁をお願いします。

基金の支消を予定している事業は、2段目以降の支出科目として、旧し尿処理施設汚物等除去・処理業務委託料2,268万円と3段目の監理業務委託料129万6,000円とその下のアスベスト処理工事費993万6,000円で、なおこのアスベスト処理工事については、国庫支出金で3分の1補助を頂きますので、負担分は662万4,000円となり事業費の合計金額では、国庫支出金と基金繰入金の合計3,391万2,000円となり、基金より3,060万円を充当するものです。

なお、後ほど議案第3号の補正予算でも事業等の内容を詳しく説明をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

次の4頁の部分で説明が欠落しましたので、2段目の旧し尿処理施設汚物等除去処理業務委託料で3段目のアスベスト処理工事費の負担の割合でございますが昭和48年当時の建設費の按分率が人口割となっておりますので除去及びアスベストの処理についても、この率を採用させていただくものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基） 質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

---

◎議案第2号 平成26年度渡島西部広域事務組合  
一般会計補正予算（第3号）

---

○議長（溝部幸基） 日程第9 議案第3号平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは議案第3号について、定例会議案と議案説明資料で説明をしますのでお手元にご用意願います。議案の3頁をお開き願います。

議案第3号、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）。

平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,549万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,210万1,000円とする。

2は省略します。平成26年9月1日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

今回の主な補正内容は、先程認定を頂きました平成25年度の決算認定に伴う繰越金の還付及び衛生分の基金積立金や衛生部門の旧し尿処理施設汚物の除去、アスベストの除去と地域計画の策定また、按分率の確定に伴う負担金の変更或いは職員の人件費と共済費の率の確定に伴う補正が主なものです。

それでは内容について、事項別明細書の歳出から説明をしますので、議案の13頁をお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目事務局費1万2,000円の減。4節共済費は全職員分の共済組合負担金の短期負担金や追加費用等の確定に伴う増と退職手当組合負担金の率の減による総体的な減で、以下共済費については、衛生費・消防費も同様となっております。

なお、共済組合負担金については、短期負担金で1.9%の減、介護保険負担金で0.45%の増、長期基礎年金拠出金で2.625%の増、追加費用負担金で1%などがございます。また、退職手当組合の負担金につきましては1,000分の205から1,000分の200に1,000分の5減となったものです。次の14頁をお開き願います。

3款衛生費、1項清掃費、1目し尿処理費40万3,000円の減、2節給料は人事異動による衛生センター長分で20万9,000円の減、3節職員手当等も15万7,000円の減、4節共済費は先程の事務局費と同様で9万2,000円の減、12節役務費は汚泥再生処理センター建物等保険料で5万5,000円の増です。次の15頁です。

同じく衛生費、2目ごみ再生処理費182万5,000円の増、4節共済費は事務局費と同様で1万1,000円の減、13節委託料は循環型社会形成推進地域計画見直し策定業務委託料183万6,000の増で、別冊の議案説明資料の4頁をお開きください。一番上の段の総事業費183万6,000円で各構成町の按分率と金額で、按

分率は同じ資料の 6 頁の青色部分で示しております、平成 26 年度の変更後のゴミ再生処理費の按分率を使用しております。4 頁にお戻り願います。松前町が 31.29%の按分率で 57 万 4,000 円、福島町が 27.71%で 50 万 9,000 円、知内町 23.34%で 42 万 9,000 円、木古内町が 17.66%で 32 万 4,000 円となるものでございます。それでは議案の 16 頁にお戻り願います。

同じく衛生費、3 目最終処分場処理費 3,000 円の増、4 節共済費は事務局費と同様です。次の 17 頁です。

同じく衛生費、4 目し尿処理施設費 3,391 万 2,000 円の増、13 節委託料は旧し尿処理施設汚物等除去・処理業務委託料 2,268 万円と監理業務委託料 129 万 6,000 円で 2,397 万 6,000 円の増となっております。

なお、議案の 27 ページをお開きください。

予算説明書、旧し尿処理施設汚物等除去・処理業務の施行について、平成 26 年度において施行する旧し尿処理施設汚物等除去・処理業務の内容は次に定めるところによる。記として区分、内容で 1 の業務名は旧し尿処理施設汚物等除去・処理業務委託、2 の業務箇所は福島町千軒地内、3 の業務内容は (1) 貯留槽内洗浄及び堆積物の搬出業務 535 m<sup>3</sup>、(2) 配管内の汚泥等除去業務一式、4 の委託料は 2,268 万円以内、5 の施行方法は随意契約とする。17 頁にお戻り願います。15 節工事請負費は旧し尿処理施設アスベスト処理工事費 993 万 6,000 円の追加で併せてし尿処理費として 3,391 万 2,000 円の追加です。

なお、詳しい内容は別冊の説明資料 4 ページですが、先ほど説明をしておりますので参照に願います。

それでは議案の 18 頁にお戻り願います。

4 款消防費、1 項常備消防費、1 目消防本部費 3 万 6,000 円の追加。2 節給料は第 1 回臨時会で承認を頂きました給与の 1 号俸回復該当者 1 名分で 2 万 2,000 円の追加、3 節職員手当等も同様に 9,000 円の追加、4 節共済費は給与の回復分と事務局費と同様に併せて 5,000 円の追加でございます。次の 19 頁です。

同じく消防費、2 目松前消防署費 98 万 9,000 円の減。2 節給料は本部費と同じく 4 名の昇給回復がありましたが、採用予定者辞退 1 名分の 4 月から 9 月までの給与の減で併せて 85 万 4,000 円の減、3 節職員手当等 45 万 3,000 円の追加は期末と勤勉手当の減はありますが、扶養や寒冷地、通勤及び住居や児童手当の増によるものです。4 節共済費は事務局費と同様に 59 万 1,000 円の減、19 節負担金補助及び交付金 1,000 円の減は福祉協会負担金の減、27 節公課費は自動車重量税の 13 年経過車両の税制改正によるもので 4,000 円の増です。次の 20 頁をお開き願います。

同じく消防費、3 目福島消防署費 12 万円の追加。2 節給料は 2 名の昇給回復分 4 万 8,000 円の追加、3 節職員手当等 9 万 8,000 円の追加は給料と同じく昇給回復分の期末と勤勉手当の増及び扶養や寒冷地手当等の増減によるものです。4 節共済費は事務局費と同様に 3 万円の減、27 節公課費は自動車重量税の 13 年経過車両の税制改正によるもので 4,000 円の増です。次の 21 頁です。

同じく消防費、4 目知内消防署費 68 万 2,000 円の追加。2 節給料は 6 名の昇給回復分 13 万円の追加、3 節職員手当等 28 万円の追加は給料と同じく回復分で期末と勤勉手当の増及び扶養や寒冷地手当等の増減によるものです。4 節共済費は昇給回復分や事務局費と同様ですが 14 万 6,000 円の増、19 節負担金補助及び交付金 1,000 円の増は福祉協会負担金の増、27 節公課費は自動車重量税の 13 年経過車両の税制改正によるもので 12 万 5,000 円は化学車や原液搬送車分の増です。次の 22 頁をお開き願います。

同じく消防費、5 目木古内消防署費 51 万 7,000 円の減。2 節給料は 3 級以上の給与減額対象者 13 名 (内昇給者と昇給回復者 7 名分を含む) と 2 級以下の昇給回復者 2 名を併せて 15 名分の増減で 47 万 9,000 円の減、3 節職員手当等 10 万 5,000 円の増は、手当等については減額前の基準で算定するため期末と勤勉手当や住居手当が主なものです。4 節共済費は先程の事務局費と同様に、14 万 3,000 円の減です。次の 23 頁です。



4 款消防費、2 項非常備消防費、2 目福島消防団費の 5,000 円の追加は 27 節公課費で自動車重量税の 13 年経過車両の税制改正分です。次の 24 頁をお開き願います。

4 款消防費、3 項消防施設費、1 目松前施設費の 27 万 5,000 円の追加は 11 節需用費で庁舎等修繕費は庁舎の車庫シャッター4枚の内3枚にローラーの塩害腐食が激しくこれを交換するものです。次の 25 頁です。

6 款諸支出金、1 項前年度会計剰余還付金、1 目前年度会計剰余還付金 469 万 8,000 円の追加。23 節、償還金利子及び割引料は前年度会計剰余還付金 469 万 8,000 円の追加ですが、先程の認定第 1 号で議決を頂きました平成 25 年度の決算に伴う繰越金のうち、衛生関係基金積立金を除いた 496 万 8,919 円を構成町の持分として還付するもので、当初予算では整理科目として 1,000 円を計上してございます。

構成町への還付額は先程の決算説明書 12 頁に記載しておりますので、省略させていただきます。次の 26 頁をお開き願います。

同じく 2 項積立金、1 目衛生センター施設整備基金積立金 558 万 5,000 円の追加。25 節、積立金 558 万 5,000 円の追加ですが、繰越金と同様で先程の認定第 1 号で議決頂きました平成 25 年度の決算に伴う繰越金のうち、構成町へ還付するものを差し引いた 558 万 5,000 円を基金に積み立てするものです。

平成 25 年度末現在額の各町の持分ですが、これも決算説明書 12 頁と 13 頁に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をしますので、8 頁にお戻り願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目衛生負担金 141 万 9,000 円の追加は、し尿やゴミ処理費等の按分率確定による構成町の負担金変更分と事務局費の共済費の減額分などを計上しております。1 節松前町負担金 93 万 8,000 円の追加、事務局費分から最終処分場処理費分まで負担金按分率の確定に伴うものです。以下、同様の内容で 2 節福島町負担金 702 万 6,000 円の追加、3 節知内町負担金 661 万 1,000 円の減。4 節木古内町負担金 6 万 6,000 円の追加です。

なお、組合負担金の按分率確定に伴う平成 26 年度の経費別構成町負担按分表を別冊の議案説明資料の 5 頁と 6 頁に添付しておりますので、そちらを節類しますのでお開き願います。

議案第 3 号関係、5 頁は経費別構成町負担按分表の変更前の当初です。次の 6 頁は変更後の按分表です。6 頁の青色の部分が今回変更となった数字でございます。上から 3 段目の事務局費と監査委員費で人口割、これは下の表で※負担率基準係数の人口割※ 2 で 4 町毎それぞれ掲載しており、当該年度 4 月 1 日の住民人口が 22,755 人となっており、この人口割に変更するものです。

上段に戻りまして、消防本部費に変更はなく、その下のし尿処理費の実績割、次のごみ再生処理費の実績割、そして最終処分場処理費の実績割がそれぞれ確定により変更されております。

下の表の※負担率基準係数の中段での実績割は前年度(25 年度)の年間収集実績量で、し尿の合計が 20,106.38kℓ、ごみ再生処理で合計 1,305.67 トン、最終処分場の合計で 1,022.37 トンと確定しております。

これにより 5 頁の変更前と 6 頁の変更後の数字を比較・計算したもので、今回青色の数字に基づき負担金がそれぞれ変更・計上されており、し尿処理費では松前町の実績割負担率が 1.25% 増となっており、福島、知内、木古内町が減となっております。また、ごみ再生処理費では福島町が 6.36% の増と知内町が 5.81% の減と先ほどの決算認定でも説明しましたが福島町は粗大ゴミの有料化に伴う駆け込みでの処理量の増と知内町は混合ゴミの減が主なもので、最終処分場処理費の割合も同じく福島町が 5.07% の増と知内町が 5.59% の減となっており、この割合で負担金も増減しております。それでは議案の 9 頁にお戻り願います。

2 目消防負担金 39 万 4,000 円の減。1 節松前町負担金 70 万 6,000 円の減。事務局費分から施設費分まで諸費の人件費の減等によるものです。2 節、福島町負担金 13 万 2,000 円の増、事務局費分から団費分ま

で諸費分の人件費の増等によるものです。3節、知内町負担金 69 万円の増も、事務局費分から諸費分まで人件費の増によるものです。4節木古内町負担金 51 万円の減は事務局費分から署費分まで人件費の減等によるものです。次の 10 頁をお開き願います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目社会資本整備総合交付金 331 万 2,000 円の追加。1 節社会資本整備総合交付金で歳出でも説明しましたが旧し尿処理施設のアスベスト除去に係る補助金です。

なお、内容は議案説明資料の 4 頁に記載しておりますが、歳出で説明しておりますので参考に願います。次の 11 頁です。

6 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目衛生センター施設整備基金繰入金 3,060 万円の追加、1 節衛生センター施設整備基金繰入金で旧し尿処理施設分として歳出でも説明しましたが、内訳は汚物等除去・処理業務分及び監理業務分並びにアスベスト処理工事分です。なお、詳細な内容については議案説明資料の 3 頁と 4 頁に記載しておりますので参考に願います。次の 12 頁をお開き願います。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1,055 万 3,000 円の追加。1 節繰越金、前年度繰越金で 1,055 万 3,000 円の追加ですが、先程の認定第 1 号で議決を頂きました平成 25 年度の決算に伴い繰越するものです。

以上で議案第 3 号の説明を終ります。ご審議の程、宜しく願い申し上げます。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基） 11 番岩館俊幸議員。

○11 番（岩館俊幸） 1 点だけお聞きしたいと思います。定例会議案の 27 頁の予算説明書の中で、旧し尿処理施設の汚物等の除去施行業務についての施行方法についてお伺いしたいと思いますけれども、これが随意契約ということでございますけれども、なぜ入札ではなくて随意契約になったのか、その経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長（溝部幸基） 坂口 稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） ただ今のご質問につきましては、先般の臨時議会等でも説明をさせて頂いた中では、当初は平成 26 年度に於いて施設の取り壊しをするという予定の中で進めておりましたが、汚物等の除去については、現在の新しい汚泥再生処理センターの方でし尿を処理しておりますけれども、この除去する部分についてもそちらの方で処理しながら、現在管理業務を委託しております業者さんと、そちらの方の処理をして頂いた中で新たに業者をお願いして、入札するよりも現在処理している業者をお願いした方が安く済むだろうということで、設計業者とも協議しながら、今回はこういう形で進めたいということです。ご理解願いたいと思います。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。6 番木村 隆議員。

○6 番（木村 隆） 歳出の 19 頁、松前消防署費でいま局長の方で 4 月から 9 月までを減額という話がありましたけれども、10 月からは誰か新しい方を採用すると、そういうことでしょうか。

○議長（溝部幸基） 坂口 稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 本来消防の職員の採用等については、消防長が答えるところですが、私の方で予算を説明しておりますので、お答えしたいと思います。先ほど管理者の方の行政報告でもございましたとおり、平成 26 年度分と 27 年度分で 8 名を採用したいということで、44 名の受験者がございました。その内救急救命士の資格取得者がおまして、26 年度 4 月から本来採用したかったわけですけど、採用辞退がありましたので、1 名の救急救命士を 10 月 1 日より採用しまして、8 名のうち 7 名を 27 年度当初から採用したいということで聞いております。なお、27 年度については救急救命士 4 名と一般消防士 3 名、今回

の1名と併せて8名を採用したいということで、10月1日から松前消防署に於いて救急救命士1名を採用するというで伺っております。

○議長（溝部幸基） 6番木村 隆議員。

○6番（木村 隆） その26年度分の1名という中で、これは新たに一次試験からやっているんですか、それとも二次の面接だけですか、地方公務員の試験は一次を合格すると効力が1年あるはずなんです、だからもし26年度の採用の方が、また新たに一次をやる、やってしまったのであればちょっと話が違うのかなと、その合格した中で二次の面接をやって採用する方法なのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（溝部幸基） 高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊） 26年の10月1日はいま言いましたとおり救命士1名の採用で、この前第一次試験はやりまして、とりあえず救命士の場合はですね教養と適性、こちらの方が免除されます。それで体力試験と作文、そちらを採点するわけですけども現段階で集計した結果では2名の応募の中で2名とも合格基準には達しております。その2名の内から1名を採用することになります。以上です。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩をします。

---

（休憩 16時06分）

（再開 16時08分）

---

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊） 渡島西部の試験はいま先ほど言いましたけれども、救命士と一般はちょっと違いまして、26年の4月1日採用の者は25年度に試験はやるんですけども、その段階でそこは一旦打ち切り、終わったような形になります。それで26年の10月1日と27年の4月1日これはまるで新たな試験ということになります。ただ同じ人が受けに来たか、これはちょっと問題と外れるかも知れませんが、そういうのはございませんでした。皆新たな全然違うメンバーでの試験でした。以上です。

先ほど言いましたけれども一般はですね教養、作文、体力、適性そういうものがあるんですけども、救命士の場合は教養と適性は免除をさせていただきます。作文と体力で試験をさせていただきます。以上です。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長（溝部幸基） 日程第10 閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。し尿処理施設整備に関する調査特別委員会より、閉会中の継続調査の申し出があり、これを承認致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

---

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

---

○議長（溝部幸基） 日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。閉会中、議会において出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

---

◎閉 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基） 以上で、本議会の案件審議は終了いたしましたので、平成26年第2回臨時会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認めます。

---

◎閉 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基） これをもって閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

（閉会 16時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 吉 田 峰 一

署 名 議 員 木 村 隆